

老計発第0324001号
老振発第0324001号
老老発第0324001号
平成20年3月24日

医政主管部（局）長
都道府県 介護保険主管部（局）長 殿
医療費適正化計画主管部（局）長

厚生労働省老健局
計画課長

振興課長

老人保健課長

療養病床の円滑な転換に向けた支援措置について

療養病床の転換に当たっては、利用者に対する必要なサービス提供の確保、安定的な経営の確保など様々な課題があることから、円滑な転換を支援する観点から、それらの課題に即して、できるだけきめ細かな措置を講ずるべく転換支援措置の検討を行い、昨年7月12日に老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知「療養病床の円滑な転換に向けた支援措置について」によってお知らせしたところである。その後、本年3月3日の社会保障審議会介護給付費分科会の答申等により転換支援措置の全体像がより具体化したことから、下記のとおり改めて支援措置について取りまとめを行い、また、医療機関関係者向けに別添の資料を作成したので、お知らせする。

療養病床の再編成は、医療機関の理解を得ながら円滑に進めることが必要であることから、これらの資料について管内市町村及び医療関係者等への周知を図り、再編成の円滑な推進に向けて一層具体的な検討が進められるよう療養病床を有する医療機関への情報提供及び意見交換等をお願いする。

記

第1 療養病床に入院していた患者への適切な医療サービスの提供の確保

1 「介護療養型老人保健施設」の創設

療養病床から転換した老人保健施設を対象に、夜間の看護体制や看取りの対応体制の整った介護療養型老人保健施設の基準を介護報酬上創設し、療養病床から転換した老人保健施設に入所している者に対し、適切な医療サービスを提供。

【平成20年5月に施行予定】

第2 療養病床を有する医療機関の今後の選択肢の拡大

1 医療機関の転換先の選択肢の拡大

(1) 医療法人による有料老人ホーム、一定の高齢者専用賃貸住宅の経営

医療法人の附帯業務を見直し、平成19年4月から有料老人ホーム、5月から一定の条件を満たす高齢者専用賃貸住宅の設置を可能としている。

(2) 在宅医療と「住まい」の場を組み合わせたサービス提供体制の構築

診療所に併設された有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅の居住者に対する在宅医療の提供を推進する観点から適切な診療報酬を創設。

【平成20年診療報酬改定で対応】

(3) サテライト型施設の多様化

本体施設とサテライト型施設について、多様な組合せを可能にするとともに、人員・設備基準等の緩和を行うことにより、療養病床を有する医療機関の経営の選択肢を拡大。

【平成20年5月に施行予定】

2 医療機関の機能を維持した転換の推進

(1) サテライト型施設の多様化（再掲）

(2) 小規模老人保健施設の人員基準の緩和

小規模老人保健施設について、介護報酬の算定上限日数の撤廃や、介護支援専門員等の人員基準の緩和を行うことにより、診療所等の小規模医療機関の転換を促進。

【平成20年5月に施行予定】

(3) 医療機関と老人保健施設が併設する場合の設備基準の緩和

平成19年5月より、転換により老人保健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能にするとともに、老人保健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入り口の共用を可能としている。

3 経営モデルの提示

病床規模別の転換後の経営モデルの研究の推進

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示するとともに療養病床からの転換パターンについても研究を進め、成果を公表。

【平成20年4月を目途に公表予定】

第3 療養病床の具体的な転換の推進

1 既存の建物の活用

- (1) 療養病床の既存の建物を活用して老人保健施設に転換する場合の老人保健施設の施設基準の緩和

医療機関が老人保健施設に転換する場合に施設基準を緩和し、1床当たりの療養室の床面積について、転換前の病院又は診療所の基準と同様でよいとする経過措置を設けるとともに、食堂・機能訓練室・廊下幅についても緩和措置を実施している。

- (2) 医療機関と老人保健施設が併設する場合の設備基準の緩和（再掲）

2 転換に向けた経過的類型の評価

- (1) 診療報酬及び介護報酬における医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型として介護保険移行準備病棟及び経過型介護療養型医療施設を設けている。また、経過型介護療養型医療施設について、介護療養型老人保健施設の看護職員の配置を踏まえ、新たに6：1の看護配置を評価することとしている。

3 転換に伴う改修費用の支援

- (1) 老人保健施設等への転換に要する費用の助成

介護療養病床は地域介護・福祉空間整備等交付金（市町村への交付金）により助成を行うとともに、平成20年度からは医療保険財源による病床転換助成事業の活用により転換に要する費用を助成する予定としている。

- (2) 転換するための改修等に係る法人税特別償却制度の創設

療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却（基準取得価額の15%）できる措置を創設し、税負担を軽減している。

4 転換に必要な資金の確保

- (1) 療養病床整備に伴う既往債務に係る新たな支援資金制度の創設

転換後の円滑な経営を支援するため、過去の療養病床整備に要した既往債務の円滑な償還に対応する「療養病床転換支援資金」を独立行政法人福祉医療機構において創設し、①民間金融機関からの既往債務の円滑な償還、②独立行政法人福

社医療機構の既存融資案件に係る償還期間の延長によって、毎年の返済額を低減し、キャッシュフローの改善を図る。

【平成20年4月から実施予定】

(2) 改修等に要する資金に係る福祉医療機構の融資条件の優遇

独立行政法人福祉医療機構の融資において、転換に伴う改修等を要する資金について、平成19年4月から①融資率の引き上げ（75%→90%）、②貸付金利の引き下げ（財投金利と同じ）及び③有料老人ホームの融資対象化の優遇措置を実施している。

5 転換整備枠の確保

(1) 第3期介護保険事業（支援）計画において定員枠を弾力化

都道府県、市町村は、第3期介護保険事業（支援）計画（平成18～20年度）における介護保険施設等の定員枠の総計の範囲内であれば、年度ごと、施設種別ごとの定員の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老人保健施設等へ転換する場合の指定等を可能としている。

(2) 第4期介護保険事業（支援）計画における療養病床転換の受入の円滑化

療養病床の転換が本格化する第4期介護保険事業（支援）計画（平成21～23年度）では、医療療養病床から老人保健施設等への転換について、定員枠を設けずにすべて受け入れることとする。

【平成21年4月から（基本的考え方については平成19年6月に通知済）】